

## 県立工業技術センターにおける公的研究費の取り扱い 及び不正使用防止に関する規程

### (設置)

第1条 この規程は、兵庫県立工業技術センター（以下、「当センター」という。）における公的研究費の取り扱いおよび不正使用防止に関し必要な事項を定める事を目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において「公的研究費」とは、公的機関からの補助金、助成金及び委託費等の競争的資金、技術改善研究事業、重点領域研究事業、共同研究事業、研究受託費等を財源として当センターで扱う全ての研究資金をいう。

2 この規程において「配分機関」とは、当該の公的研究費を配分する機関をいう。

3 この規程において「部局」とは、当センターの研究部署をいい、兵庫県行政組織規則第209条に定める「材料・分析技術部」、「生産技術部」、「繊維工業技術支援センター」及び「皮革工業技術支援センター」をいう。

4 この規程において「最高管理責任者」とは、当センター全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う者をいう。

5 この規程において「統括管理責任者」とは、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について当センター全体を統括する実質的な責任及び権限を持つ者をいう。

6 この規程において「統括管理副責任者」とは、最高管理責任者及び統括管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について各部局における公的研究費の運営・管理を統括する責任及び権限を持つ者をいう。

7 この規程において「部局責任者」とは、部局における公的研究費の運営・管理について実質的な責任及び権限を持つ者をいう。

8 この規程において「総務部」及び「技術企画部」とは、それぞれ兵庫県行政組織規則第209条に定める総務部、技術企画部をいう。

9 この規程において「研究者」とは、当センターにおいて公的研究費を使用して研究を行う職員をいう。

### (責任者)

第3条 最高管理責任者は、所長をもって充てる。

2 統括管理責任者は、次長（総括担当）及び次長（技術調整担当）をもって充てる。

3 統括管理副責任者は、総務部長をもって充てる。

4 部局責任者は、部局の長をもって充てる。

5 監事は、総務部次長をもって充てる。

### (不正防止計画の推進部署)

第4条 最高管理責任者は、公的研究費の不正な使用を発生させる要因に対する不正防止計画（以下、「不正防止計画」という。）を推進するため、総務部及び技術企画部を不正防止計画の推進部署（以下「不正防止計画推進部署」という。）とし、必要な業務を行わせるものとする。

2 不正防止計画推進部署は、監事との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について意見交換を行う。

### (不正防止計画の立案及び承認)

第5条 総務部長は、不正防止計画を立案し、最高管理責任者の承認を得るものとする。

2 前項の規定は、不正防止計画を改正する場合に準用するものとする。

(不正防止計画の実施)

第6条 統括管理責任者は、総務部長と協力して、当センター全体の観点から不正防止計画の実施に努めるものとする。

2 総務部長は、当センターの不正防止計画の実施に必要な措置を講じるものとする。

(不正防止計画の実施状況の報告等)

第7条 総務部長は、不正防止計画の実施状況について検証するとともに、定期的に最高管理責任者へ報告するものとする。

2 最高管理責任者は、前項の報告の結果、必要と認めるときは、統括管理責任者に改善を命じるものとする。

3 統括管理責任者は、前項の改善を命じられたときは、速やかに自ら又は部局責任者に命じ、改善の措置を講じるとともに、その内容及び結果について最高管理責任者に報告するものとする。

4 部局責任者は、前項の改善を命ぜられたときは、速やかに改善の措置を講じるとともに、その内容および結果について統括管理責任者に報告するものとする。

(通報窓口)

第8条 公的研究費の不正使用に関し、当センター内外から通報を受ける通報窓口を設置する。

2 通報窓口は、統括管理責任者がその任にあたる。

3 当センター内外から通報を受けた場合、統括管理責任者は最高管理責任者に速やかに報告するものとする。

4 最高管理責任者及び統括管理責任者は、通報の受付から30日以内に内容の合理性を確認し調査の可否を判断するとともに、調査の可否を配分機関に報告するものとする。

(調査委員会)

第9条 前条第4項において、受け付けた通報に調査の必要があると判断した場合は、調査委員会を設置し、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等についての調査を実施するものとする。

2 調査委員会は、最高管理責任者、統括管理責任者、統括管理副責任者、部局責任者、最高管理責任者が指名する外部有識者（弁護士、公認会計士等）から構成するものとする。

3 前項の外部有識者は当センター及び告発者、被告発者と直接の利害を有しないものとする。

4 調査委員会は、必要に応じて、調査対象となっている公的研究費の執行停止を命じることができるものとする。

5 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定することとする。

(配分機関への報告及び調査への協力等)

第9条の2 調査委員会は、公的研究費の財源が公的機関から配分される競争的資金である場合には、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議するものとする。

2 調査委員会は、通報の受付日より210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出するものとする。期限までに調査が完了しない場合は、中間報告を配分機関に提出することとする。

3 調査委員会は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも認定された場合は、速やかに認定し、配分機関に報告するものとする。

4 調査委員会は、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況及び調査の中間報告を配分機関に提出することとする。また、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る配分機関への資料の提出又は閲覧、現地調査に応じることとする。

(公的研究費の管理及び執行)

第10条 公的研究費は、当センターにおいて組織として管理するものとし、当該公的研究費に関して定められた規則等によるもののほか、兵庫県財務規則に準拠して適正に執行するものとする。

(内部監査の実施)

第11条 当センターにおける公的研究費の適正な執行を確保するため、所長直轄の監査部門を設置し、内部監査を実施する。

2 監査部門は、次長（総括担当）、次長（技術調整担当）、各部長及び支援センター所長により組織し、次長（総括担当）が統括する。

3 監査部門は、内部監査規程に従い、次の各号に定める内部監査業務を行うものとする。

- (1) 兵庫県及び当センターの規程並びに配分機関の規程等に基づき適正に管理、執行されているかを検証する。
- (2) 当センターにおいて公的研究費の不正使用等を発生させる要因を分析し、監査計画の立案・見直しを行う。
- (3) 監査部門は、監事等と連携を強化し、内部監査の手法、競争的研究費等の運営・管理について定期的に意見交換を行う。
- (4) 不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を実施する。

(相談窓口)

第12条 公的研究費の管理、執行（手続きおよび使用ルール）に関する相談窓口は、総務部及び技術企画部とする。

(検収窓口)

第13条 適正な物品の発注及び納入を確保するために、検収窓口を設置する。

2 検収窓口は、原則として、総務部長及び研究者が所属する部の部長又は支援センターの所長がその任にあたる。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、公的研究費の取り扱い及び不正使用防止に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年10月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。